

令和3年4月からの 源泉所得税早見表

区分	課税される所得等の種類	課税所得の算出方法	課税されない額	税額の求め方	備 考																		
給 与 所 得	1. 給料、俸給 2. 各種手当 3. 賞 与 4. 現物給与 (1) 有価証券(商品券を含む) (2) 通勤手当 (3) 食事 (4) 制服等の支給 (5) 永年勤続者表彰記念品 (6) 創業記念品等 (7) 商品、製品等の値引販売 (8) レクリエーション費用 (9) 社宅、寮等の家賃 (10) 宿日直料 (11) 結婚祝金品等	支給総額から控除すべき 社会保険料等を控除する (その他の控除については 税額表に織り込まれている) 株券等については時価 その他券面価額 右の額を超える部分の通 勤手当額 右の額を超える場合の会社 負担額(食事価額-支給を 受ける側の負担額)(食事 価額とは、使用者が調理す る場合は材料費相当額、 飲食店等から購入する場 合はその購入価額相当額) その制服等が通常売買さ れる価額又は購入価額 右の条件を満たさないも のに係る金額 右の条件を満たさないも のに係るその処分見込価額 右の条件を満たさないも のに係るその値引額 社会通念上一般的と認め られないものに係る会社 負担額 右の額を超える場合の会 社負担家賃相当額 右の額を超える宿日直料の額 その金品の額	毎月の給料(社会保険料等控除後)が ・独身者の場合…87,999円まで ・扶養親族等の数が 1人の場合…118,999円まで 2人の場合…158,999円まで 賞与は前月分の月給と扶養親族 等の数に応じ一定額以下の人 交通機関等を利用にかかる1か月 当たりの合理的な運賃等の額(最 高限度150,000円/月) (※1) 「会社負担額≤食事価額×50%、 かつ、会社負担額≤月額3,500 円(消費税等抜)」の場合の会社 負担額 (※2) 職務上必要とするものに係る金額 (※3) 概ね10年以上(2回目以降は5年 以上間隔)の勤続者で社会通念 上相当と認められるもの(旅行・ 観劇招待、記念品等の支給等) に係る金額 (※4) 社会通念上ふさわしいもので処分 見込価額が10,000円(消費税等 抜)以下、かつ、創業記念品の 場合は、概ね5年以上間隔で支給 するものに係る金額 (※5) 値引販売価額が取得価額以上、 かつ、通常販売価額の70%以上 であり、値引率が一律又は合理的 で、数量が通常消費の範囲である 場合の値引額 社会通念上一般的なもの(会食、 運動会、4泊5日以内かつ社員数 の50%以上参加の旅行等)と認め られるものに係る会社負担額(※6) 賃貸料相当額の50%以下の会社 負担額 (※7) 食事代を除いて1回4,000円まで の部分 (※8) 社会通念上相当額は非課税	扶養親族等の数に応 じ「給与所得の源泉 徴収税額表」(月額表 又は日額表)で求める 「賞与に対する源泉 徴収税額の算出率の 表」で求めた率を賞 与に乗じて求める 課税される場合に は、給料、賞与に 対する税額の計算 の例による	「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の提出を要する 左欄の「扶養親族等の数」は、控除対象扶養親族、源泉 控除対象配偶者の合計人数をいうが、本人が障害者、特 別障害者、ひとり親に該当しない寡婦、ひとり親、勤労 学生の場合及び同一生計配偶者や扶養親族が障害者、特 別障害者、同居特別障害者の場合は、その1件ごとに1 を加算した数とする ※1マイカー等の交通用具のみ使用の通勤者の1か月当 たり非課税限度額は、次のとおり <table border="1"> <thead> <tr> <th>片道の通勤距離</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2km未満</td> <td>全額課税</td> </tr> <tr> <td>2km以上10km未満</td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td>10km以上15km未満</td> <td>7,100円</td> </tr> <tr> <td>15km以上25km未満</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>25km以上35km未満</td> <td>18,700円</td> </tr> <tr> <td>35km以上45km未満</td> <td>24,400円</td> </tr> <tr> <td>45km以上55km未満</td> <td>28,000円</td> </tr> <tr> <td>55km以上</td> <td>31,600円</td> </tr> </tbody> </table> ※2現金支給の場合は、夜間勤務者の食事手当で1食当 たり300円(消費税等抜)以下のものを除き課税。 通常の勤務時間外の宿日直又は残業に対する食事の 会社負担額は非課税 ※3制服等の支給に代えて金銭支給の場合は全額課税 ※4現金、商品券などの支給は全額課税 ※5建設業者等が請負工事等の完成に際して支給するも のは課税 ※6自己都合不参加者に金銭を支給する場合はその他の 者含む全員にその支給金銭額相当額を課税 ※7賃貸料相当額の算出方法 $\text{家屋の固定資産} \times \frac{2}{1,000} + 12 \text{円} \times \text{延坪数} = \text{家賃} \text{ A}$ $\text{敷地の固定資産} \times \frac{2.2}{1,000} = \text{地代} \text{ B}$ A + B = 賃貸料相当額(月額) (役員社宅以外はこの算式による) 注 固定資産税の課税標準額の増減が20%以内のときは、 賃貸料相当額改訂の必要なし 看護師など職務上の必要に基づく無償貸与は非課税の場 合あり。会社負担の寄宿舎の水道光熱費は、通常必要な 範囲内で、各人使用分が明らかでない場合は非課税 ※8本来の職務となっている場合、代休を与える場合、 通常の給与額に比例等して支給される場合の宿日直 料は全額課税	片道の通勤距離	限度額	2km未満	全額課税	2km以上10km未満	4,200円	10km以上15km未満	7,100円	15km以上25km未満	12,900円	25km以上35km未満	18,700円	35km以上45km未満	24,400円	45km以上55km未満	28,000円	55km以上	31,600円
	片道の通勤距離	限度額																					
	2km未満	全額課税																					
	2km以上10km未満	4,200円																					
	10km以上15km未満	7,100円																					
	15km以上25km未満	12,900円																					
	25km以上35km未満	18,700円																					
	35km以上45km未満	24,400円																					
	45km以上55km未満	28,000円																					
	55km以上	31,600円																					
	退職所得	退職給与金 予告手当	一般退職手当等の退職所得の金額 = (一般退職手当等の金額-退職所得控除額) × 2分の1 特定役員退職手当等の退職所得の金額 = 特定役員退職手当等の金額-退職所得控除額 一般退職手当等と特定役員退職手当等の両方がある場合の 退職所得の金額 = (特定役員退職手当等の金額-特定役員退職所得控除 額) + [一般退職手当等の金額-(退職所得控除額- 特定役員退職所得控除額)] × 2分の1 ・退職所得控除額 勤続年数20年以下の場合…40万円×勤続年数(最低80万円) 勤続年数20年超の場合…800万円+70万円×(勤続年数-20年) ※ 障害退職の場合は上記により計算した金額+100万円 ・特定役員退職所得控除額=40万円×(特定役員等勤続年 数-重複勤続年数)+20万円×重複勤続年数	課税退職所得金額 を「退職所得の源泉 徴収税額の速算 表」にあてはめて 求める	特定役員退職手当等とは、役員等勤続年数が5年以下で ある場合のその役員等勤続年数に対応する部分の退職手 当等をいう 注 令和4年分以後の所得税について、勤続年数が5年 以下である者の退職金のうち、特定役員退職手当等に 該当しない退職金は、退職所得控除額を控除した残額 のうち300万円を超える部分については、2分の1課 税を適用しない 重複勤続年数とは、特定役員等勤続期間と一般勤続期間 とが重複している場合の期間の年数をいう 勤続期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1 年に切り上げて勤続年数を計算する 本人が「退職所得の受給に関する申告書」を退職金の受 給時までに提出しなかった場合は支給総額の20.42%(復 興特別所得税を含む)を徴収する。同一年中に同一人に2 回以上の退職金の支払をする場合は2回目以降の退職金 については支払金額に他の退職金を上積みして税額を計 算し、前の退職金の徴収税額を控除する																		
報酬・料金等	1. 弁護士、公認会計士、税理士、社 会保険労務士、建築士、不動産鑑定 士、司法書士、外交員、集金人、職 業野球の選手、プロサッカー選手、 プロゴルファー、モデル、バーのホ ステス、コンパニオン等の業務に 関する報酬・料金 2. 原稿料、挿絵料、作曲料、吹込料、 デザイン料、放送謝金、著作権使用 料、著作隣接権の使用料、講演料、 脚本料、翻訳料、校正料、書籍の装 丁料、芸能人などに支払う出演料等、 など 3. 事業の広告宣伝のための賞金	原則として支払金額全額(次のものを除く) ・司法書士、土地家屋調査士、海事代理士 1回の支払金額-1万円 ・外交員、集金人、電力量計検針人 その月中の報酬・料金-(12万円-その月中の給与 等の額) ・バーのホステス、コンパニオン 支払金額-(5,000円×支払金額の計算期間の日数) -その計算期間の給与等の額) ・広告宣伝のための賞金 支払金額-50万円 原則として消費税等の額を含めた金額が源泉徴収の対 象(ただし、報酬・料金等の額と消費税等の額が明確に区 分されている場合はその報酬・料金等の額が対象となる)	原則として左の金額 ×10.21%、弁護士 報酬、原稿料など で100万円を超える 部分は20.42% (上記には復興特別 所得税を含む)	支払う報酬又は料金の中に旅費等の費用が含まれ ていても、控除せず全額に対し課税する。しかし、 交通機関等に直接支払うものは課税しない 左記事業所得者は確定申告によって税額を精算す ることになる																			
配当所得	剰余金の配当、利益の配当、 みなし配当	支払金額全額	①上場株式等の配当等(大口株主等が受けるものは②) 支払金額×15.315%(+住民税5%) ②上場株式等以外の配当等 支払金額×20.42%(住民税なし) (上記には復興特別所得税を含む)																				

(注) 源泉徴収義務者は、平25.1.1~令19.12.31に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、所得税額×2.1%の復興特別所得税を併せて徴収し、納付しなければならない。
※本表は令和3年度税制改正案に基づいて作成しています。